

電子取引の契約に関する取決め インターネット先物取引システム「取次太郎・NEO」のご利用について

第1条(総則)

1. 本取決めは、カネツ商事株式会社(以下「当社」といいます。)が委託者(以下「お客様」といいます。)に、インターネット先物取引システム「取次太郎・NEO」(以下「本システム」といいます。)を提供するに当たり、商品取引所(以下「取引所」といいます。)に届出のうえ、当社が定めたものです。
2. 当社は、本システムの提供に当たって、本取決めに定めるもののほか、商品先物取引法、その他関係諸法令および受託契約準則に従い、お客様と契約するものとします。
3. 本システムによる取引においては、前項の規定のほか、当社が別途定める「電子取引等の受託契約に係る特約」に基づくものとし、重複して定める事項があるときは同規定に従うものとします。

第2条(本システムの内容)

本システムは、取引所が開設する商品市場における受託等について、インターネット上の当社ホームページからお客様が商品先物取引に関する委託を行うものです。ただし、受渡しの指示については、本取決め第26条の規定に従い別途受付けるものとします。

第3条(取引口座)

1. 本システムにおける取引口座は、「一般口座」またはお客様の申し出に基づき設定する「ロスカット口座」のいずれかとなります。
2. 「ロスカット口座」の取引においては、第1条第2項および第3項の規定のほか、当社が別途定める「電子取引等におけるロスカット口座取引約款」に基づくものとし、重複して定める事項があるときは同規定に従うものとします。

第4条(お申込みおよび届出)

1. 本システム利用希望の方は、受託契約準則等に基づく必要書類のほか、当社所定の口座設定申込書等に次の必要事項をご記入のうえ、当社宛にお申込みいただきます。
 - (1)本システム利用時に使用するパスワード
 - (2)本システムが送信する「通知メール」等を受信する電子メールアドレス
 - (3)証拠金等返還の際に使用する本人名義金融機関口座
 - (4)ご資産、ご収入、お勤めの各状況および投資経験
 - (5)投資可能資金額
 - (6)ロスカット口座の開設を希望する場合は、その申し出
2. お客様は、当社が前項の書類等を審査のうえ、口座の設定を行った場合に限り、本システムを利用できるものとします。
3. お客様は、第1項記載の事項に変更があった場合、速やかにその旨を当社に届出を行い、遅滞なく変更手続きするものとします。

第5条(本システムの利用)

1. 本システムの利用は、お客様の口座設定後、当社より通知したユーザーIDおよびお客様お届出のパスワードが一致した場合に、利用することができます。
2. ユーザーIDおよびパスワードは、お客様ご自身のみが使用し、他人に貸与することはできません。
なお、パスワードはお客様の責任において管理し、その変更は当社所定の書面によって行うものとします。

第6条(委託手数料)

1. 本システム利用による委託手数料は、別紙「取次太郎・NEO委託手数料表」電子取引欄に記載の額とします。
2. 前項の規定にかかわらず、特に、当社が認めたお客様については、委託手数料の額を口座設定時に定めるものとします。
3. 当社が定める事由を除く、本システム以外による受託については、委託手数料および受渡しに係る手数料の額は、別紙「取次太郎・NEO委託手数料表」通常取引欄に記載の額とします。
4. 受託契約準則および本取決めの規定に従い、当社が反対売買による決済を行った場合、その委託手数料の額は、前項と同様とします。

第7条(情報および本システムの保護)

1. お客様は、本システム利用によって知り得たデータおよび情報について、第三者に提供および開示することはできません。
2. お客様は、当社が提供した本システムを複製および改変することならびに第三者に譲渡および使用させることはできません。

第8条(機器等の準備)

本システムを利用する際、本システムの利用に適したパソコン、携帯端末、インターネットに接続するための通信機器、ソフトウェア等および通信回線をお客様の責任において準備するものとします。

第9条(本システムのサービスおよび利用時間)

1. 当社が提供する本システムのサービスは、当社が定める範囲とし、その内容は変更する場合があります。
2. 本システムを利用できる時間は、当社が定める時間とし、その利用時間は変更する場合があります。

第10条(本システムの中断)

次の場合、当社は、本システムを中断することがあります。

- (1)本システムの保守を定期的または緊急に行う場合
- (2)その他運営上または技術上、当社が本システムの一時的な中断を必要と判断した場合

第11条(緊急時の対応)

次の場合、本システムの全サービスは、本店総合サービス部において電話(コールセンター)により対応するものとします。
なお、担当部署の変更は速やかに通知するものとします。

- (1)前条により当社が本システムを中断し、お客様が本システムを利用することが不可能となった場合
- (2)お客様のパソコンや回線等に障害等が生じ、本システムを利用することが不可能となった場合
- (3)お客様がインターネットを使用できない環境にあり、事前のお申出により、当社の承諾を得た場合

第12条(取扱上場商品およびオプション取引)

1. 本システムにおいて受託する上場商品は、当社が定めるものとします。
2. オプション取引については、使用する通信機器等により別途定めるものとします。

第13条(売買注文)

1. 本システムによる売買注文は、利用に適したパソコン、携帯端末およびインターネットに接続するための通信機器でインターネットに接続し、当社のホームページ上の当該画面からお客様のユーザーID、パスワードおよび希望する取引を入力することにより行います。
2. 前項の売買注文は、受託契約準則第6条に規定する事項および次の条件に従い発注されたものとします。
 - (1)お客様の入力したユーザーIDおよびパスワードが認証されていること
 - (2)選択した上場商品の限月が選択されており、且つ、新規建玉の場合は当月限を除いた限月を選択していること
 - (3)新規建玉の場合、必要となる証拠金が取引可能額の範囲内であり、且つ、一回の注文が100枚を超えない建玉制限の範囲内であること
 - (4)選択した執行条件に必要な指示事項が入力されていること
 - (5)最終的に指値の指定がなされる執行条件を選択した場合、その有効期限は、新規注文が最長で執行開始日の属する週の最終営業日、仕切注文が最長で当社が定める期日をそれぞれ超えないこと
 - (6)仕切注文の場合、仕切相手玉が存在し、且つ、当社が特に本システム上の対応を行った場合を除き、当該相手玉が他の注文と重複して選択されていないこと
 - (7)仕切注文の場合、注文執行の指定日が、当該相手玉の納会日の属する月における当社の指示日を経過していないこと

第14条(注文の受付)

1. 本システムによる売買注文は、お客様による入力内容確認のうえ、前条第2項の規定の条件を満たした後、当社サーバが当該注文データを受信した時点で、受け付けられたものとします。
2. 当社は注文の受け付けと同時に「受注確認メール」を自動送信し、お客様は当該メールにて注文の受け付け内容を確認するものとします。
3. 当社サーバが受信した注文であっても、取引所システムが受け付けを拒否した場合は、当該拒否に係る通知メールにてその旨を報告し、当該注文は「失効」として処理するものとします。
4. 本システムによる売買注文の受け付け時間は、その必要に応じて当社が変更できるものとします。

第15条(注文の有効期間)

本システムによる売買注文の有効期間は、当社の注文受け以降、取引所にて直近の立会が行われる当該1計算区域限りとします。ただし、お客様により値段の指定がなされる注文については、当社の注文受け以降、当社が定める期間の範囲内において有効期限を設定することができます。

第16条(注文の取消および変更)

1. 本システムによる売買注文は、未約定の注文に限り、本システムの「注文取消」画面から取消を指示することができます。
2. 本システムによる売買注文の内容を変更する場合、前項により売買注文の取消を指示し、当社サーバから送信の「取消完了メール」を確認した後、改めて売買注文を指示することにより行うものとします。

第17条(注文の執行)

1. 本システムによる売買注文は、当該取引所で直近の取引が行われる時間に執行するものとします。
2. 当社は、次の事項に該当している場合、売買注文の執行は行いません。
 - (1)売買注文の内容が第12条および第13条の規定に該当しない場合
 - (2)取引所の特別の規制等により、売買が制限または停止となった場合
 - (3)売買注文の内容が受託契約準則および取引所の諸規則等に反している場合
 - (4)その他取引の健全性等に照らし、当社が不適当と判断した場合

第18条(売買注文成立の確認)

1. 本システムによる売買注文の成立内容は、「約定通知メール」にて確認することができます。
2. 前項のほか、当日中の全売買注文における受け付け状況および成立状況は、本システム「注文状況」画面にて確認することができます。
3. 本システムによる売買注文が不成立となった場合、当日業務終了後一括して当社サーバから「不成立通知メール」が送信されます。

第19条(売買の報告)

当社は、売買注文の成立および証拠金の預託または返還の都度「売買報告書及び売買計算書」を発行し、郵送またはお客様同意の場合は電磁的方法にて、その内容を報告するものとします。

第20条(値洗いの即時計算および取引可能額)

1. 本システムによる取引では、当社基幹システムにおける約定値段更

- 新の都度、口座内建玉の値洗いを行うものとします。
- 前項の規定に基づく計算により新たに預託が必要な証拠金が発生、その額が増額または減額する場合は、委託者証拠金等必要額を増減するものとします。
 - 取引可能額は、預り証拠金合計額から前項の規定により計算される委託者証拠金等必要額および未約定新規注文に係る必要証拠金額を差引いた額とします。

第21条（証拠金の不納による取引の処分等）

- 委託者当初証拠金の増額、値洗状況の悪化、納会月割増額の徴収および代用有価証券の評価減等の事由により、総額の不足が発生した場合、当社は遅滞なくその旨を電子メールにてお客様に通知し、不足金請求を行うものとします。
- お客様は、建玉の保持を希望する場合、前項不足金請求が行われた日の翌営業日（以下「預託期日」といいます。）正午までに、不足する金額を預託するものとします。
- お客様が預託期日までに不足する金額を預託しなかった場合、当社は、預託期日の計算にて、不足する金額を解消する建玉数量の決済を行うことができるものとします。
- 前項に規定する建玉の決済は、預託期日の午後1時より行うものとします。
- 当社は、第3項および前項による取引の処分等のほか、受託契約準則の規定に従い、建玉の処分を行うことができるものとします。

第22条（処分等の中止）

当社は、次の場合、前条の規定にかかわらず処分等の一部または全部を中止することがあります。

- お客様が預託期日までに、不足金が解消する建玉の決済を行った場合
- 預り代用有価証券がある場合、不足金を充足する数量の有価証券換価処分を指示した場合
- 預託期日において、第20条第2項の計算により総額の不足状態が解消した場合

第23条（取引の制限）

当社は、次の取引については、その一部または全部を制限することがあります。

- 第4条第1項第4号および第5号の届出事項に変更が生じ、当社が不適当と判断した新規取引
- 取引所における市場管理措置に基づき要請のあった新規取引
- 当社が市場の流動性に照らして不適当と判断した新規取引

第24条（証拠金の預託または返還）

- 証拠金の預託または返還の方法は、次のとおりとします。
 - 現金の場合は、郵便振込または銀行振込とし、振込に要する費用（手数料）は、お客様の負担とします。
 - 倉荷証券の場合は、原則、書留郵便による郵送とし、郵送に要する費用は、各々発送側の負担とします。
 - 上場株式および国債等の有価証券の場合は、「証券保管振替制度」および「振替決済制度」を利用した振替手続きにより行い（以下「電子的代用有価証券」といいます。）当該制度の利用にあたってお客様は、当社を通して株式会社だいこう証券ビジネス（以下「DSB」といいます。）に口座開設を行うものとします。
 - 前号にかかわらず、券面にて流通する債券等の有価証券の場合は、第2号の規定に準ずるものとします。
- お客様が証拠金を預託する場合、次のとおり手続きを行います。
 - 現金の場合は、お客様が当社指定の振込先金融機関名および振込金額を当社へ連絡のうえ、当社がお客様連絡の金融機関に対する振込を確認した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとします。
 - 倉荷証券および券面にて流通する債券等の有価証券の場合は、代用可能な証券であることを確認し、その銘柄、数量等をお客様から連絡を受け、送付された証券を当社が確認した後、証拠金の預託に関する処理を行うものとします。
 - 電子的代用有価証券の場合は、お客様が当社および移管元証券会社に対して書類手続きによる振替指示を行い、当社はDSBを通して証拠金の差入れに関する処理を行うものとします。
- お客様が証拠金の返還を希望する場合、本システム当該画面への入力または残高照会回答書にて依頼するものとします。
- 当社が証拠金の返還依頼を受けた場合、受託契約準則および本取決めの規定に従い、現金はお客様登録の金融機関へ、倉荷証券および券面にて流通する債券等の有価証券についてはお客様登録の住所へ、第1項各号の方法により返還します。電子的代用有価証券を返戻する場合は、お客様が当社および移管先証券会社に対して書類手続きによる振替指示を行い、当社はDSBを通して証拠金の返戻に関する処理を行うものとします。ただし、相場状況やお客様の取引状況によって、返還する金額または数量を変更もしくは停止する場合があります。
- 倉荷証券および券面にて流通する債券等の有価証券の預託または返還に關し、郵送による紛失等の事故が発生した場合、当社は一切その責任を負いません。

第25条（差引損益金の取扱い）

- 反対売買による決済によって生じた差引損益金は、即時に預り証拠金に加減し、差引損益については現金との相殺を行うものとします。
- 前項の処理によって現金と相殺できない差引損益については、「差引損益金通算額」として管理するものとします。

第26条（受渡し）

- お客様が本システムによる建玉を受渡しにより決済する場合、当社は電話または電子メールによりその指示を受付けるものとします。

- お客様による受渡しの指示は、次のとおり行うものとします。
 - 貴金属の受渡しをしようとする場合、当社が定める指示日である納会日の属する月の15日（休業日の場合、前営業日）午後4時までに受渡しによる決済を行う旨を当社に伝えること
 - 貴金属以外の商品の受渡しをしようとする場合は、当社への事前問合せにより当該上場商品の受渡しに係る要件等の開示を受け、必要に応じて関係書類等の差し入れを行ったうえ、商品ごとに当社が定める指示日まで受渡しによる決済を行う旨を当社に伝えること
 - 受渡しをしようとする上場商品について、当社が定める指示日までに、売方は売付けに係る倉荷証券を、買方は買付けに係る総取引代金および消費税に相当する金額を当社に預託していること
- 当社は、前項の指示および条件を確認のうえ、当該上場商品の納会日の前営業日に「受渡し確認メール」を送信し、受渡しの内容確認を行うものとします。
- 当社は、商品ごとに当社が定める指示日までに、第2項に定める受渡しの指示および反対売買による売買注文の受け付けがない当月限建玉について、あらかじめ電子メールによる通知のうえ、当該取引所における直近の取引にて当該建玉を処分するものとします。
- 当社による前項の手続きにもかかわらず、納会後も建玉の処分が完了しない場合は、お客様の責任において当該建玉の受渡しによる決済を行うものとします。

第27条（障害情報の告知）

取引所および当社において、機器または回線の障害等によりシステム障害が発生した場合、当社は、遅滞なく本システム「障害情報」画面にて、お客様に告知するものとします。

第28条（本システムの利用終了）

当社は、お客様が次の事項に該当した場合、お客様の本システムの利用を終了します。

- お客様から本システムの利用を終了したい旨のお申出があった場合
- 本システム利用によるお取引がないまま12ヶ月を経過した場合
- お客様が受託契約準則等および本取決めの規定に反した場合
- 当社がお客様における本システム利用を不適当と判断した場合
- やむを得ない事由により、当社がお客様に利用中止を申し出た場合

第29条（免責事項）

- お客様が本システム利用により知り得た情報に関する完全性、正確性および有用性等について、当社はいかなる保証も行いません。
- お客様が本システムのデータまたは情報を利用して被った損害について、当社はその責任を一切負わないものとします。
- 機器の故障、回線障害、電力供給の停止、火災およびその他合理的管理にもかかわらず発生した偶発的事故もしくは本取決め第10条の規定に基づき、当社が本システムの中断を行ったこと等によりお客様が本システムを利用できなかった場合、当社は契約上における不履行の責を負わないものとします。
- お客様は、次の事項に該当する損害等について、当社に対しその賠償責任を問えないものとします。
 - 取引所諸規則に基づく措置に起因する損害等
 - 受託契約準則および本取決めに従った建玉の処分を含む措置に起因する損害等
 - 第4条第3項の規定に反したことに起因する事故およびその損害等
 - 第5条第2項の規定に反して、他人が本システムを利用した場合の損害等
 - 第17条第2項の規定する未執行の取引に係る損害等
 - 第20条第3項に規定される取引可能額に係る取引制限等に起因する損害等
 - 第23条の規定に従う取引制限等の措置に起因する損害等
 - 第27条の規定に従い障害情報を告知しているにもかかわらず、本システムデータ等の誤表示またはそれに付随する誤認等に起因してお客様が執行した取引に係る損害等
 - 第27条の規定に従い障害情報を告知しているにもかかわらず、本システムより各種「通知メール」が未送信または誤内容にて送信されたこと等に起因してお客様が執行した取引に係る損害等
 - 前条の規定に従う当社のお客様に対する本システムの利用終了に起因する損害等

第30条（権利義務の譲渡）

お客様は、本取決めによって生ずる権利または義務を第三者に譲渡できません。

第31条（本取決めの改定及び承認）

- 本取決めは、法令の変更および監督官庁の指示またはその他必要が生じた場合、改定されることがあります。
- 本取決めが改定された場合、当社は遅滞なくその内容を郵送および当社ホームページ上で通知いたします。
- 本取決めの改定内容に異議のある場合、お客様は通知後15日以内に申し出るものとし、通知後に行われたお取引については本取決めの改定を承認されたものとみなします。

附則

本取決めは、平成11年1月20日より施行する。
本取決めは、平成23年1月4日より一部改定施行する。